

中野区教育委員会会議録 平成24年第5回定例会

○開会日 平成24年2月10日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時58分

○出席委員(4名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興	
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎	欠席
中野区教育委員会委員	大 島 やよい	
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次	
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子	

○出席した事務局職員(11名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 3人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第9号議案 中野区常葉少年自然の家の廃止について
 第10号議案 中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について
日程第2 第11号議案 中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について

[協議事項]

- (1) 中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)
- (2) 「中野区子ども読書活動推進計画(第2次)」素案

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項
 - ①平成24年度予算(案)の概要について(子ども教育経営担当)

中野区 教育委員会
第 5 回定例会
(平成 2 4 年 2 月 1 0 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、高木委員が欠席です。その他の方は全員出席です。

本日の議事録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、第11号議案に関連して、健康福祉部副参事、浅川靖さんの出席を求めていますので、ご了承ください。よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

山田委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第9号議案から第10号議案までの2件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

第9号議案「中野区常葉少年自然の家の廃止について」、及び、第10号議案「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について」、説明をさせていただきます。

それでは、まず第9号議案「中野区常葉少年自然の家の廃止について」の説明をさせていただきます。

常葉少年自然の家につきましては、今後の校外施設のあり方につきまして昨年来さまざまご協議をいただきまして、本年1月30日付で今後の校外施設のあり方を決定しているところでございます。この中で、現在、利用休止となっております常葉少年自然の家につきましては、老朽化を始め、福島第一原子力発電所の事故の影響、東日本大震災による施設の被害復旧に係る経費などを総合的に勘案させていただきまして、平成23年度末をもって廃止するという形になってございます。

本議案は、これを受けまして、中野区常葉少年自然の家を廃止するため、ご提案するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。常葉少年自然の家の名称・位置につきましては、ごらんのとおりでございます。廃止年月日につきましては、平成24年3月31日をもって廃止するという形を考えてございます。

議案のご説明は以上でございます。

引き続きまして、第10号議案「中野区立少年自然の家条例の一部改正手続について」、ご説明させていただきます。

こちらは、現在、第9号議案でご提案申し上げました常葉少年自然の家の廃止に伴います中野区立少年自然の家条例の一部改正をご提案するものでございます。

内容につきましては、1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございます。第2条でございますが、こちらは、名称・位置等を規定している部分でございます。これにつきまして、常葉少年自然の家の関係の名称と位置を削除するものでございます。

次に、第3条第6号でございます。こちら、現行のほうを見ていただきますと、「中野区教育委員会規則で定めるもの」という規定になってございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、「常葉少年自然の家条例施行則新旧対照表」ということで改正案を参考としてつけさせていただいております。こちらの現行第2条のほうをごらんいただきたいと思います。第2条第1号でございますが、こちらのほうで田村市の教育委員会、または田村市内の青少年団体等、常葉少年自然の家を使用する場合に限るということで、こちらの規則のほうに委任をしているところでございます。常葉少年自然の家の廃止に伴いましてこの部分を削除するということから、第2号に残ります「委員会が特に必要と認めるもの」という形で条例のほうの内容を改正したいというふうに考えているところでございます。

また、戻っていただきまして、条例の第4条、第5条につきましては、読みかえ規定の部分が先ほどの第3条第6号の関係で繰り上がりとなりますので、そういったところでの修正という形で改正をしたいというふうに思っているところでございます。

なお、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行したいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

まず、規則をつけていただいていますので、条例の関係がわかって大変いいと思います。前回ですか、規則もちょっと見たいので次回からなどというお願いをしまして、早速つけていただきましてありがとうございます。

それで、この常葉少年自然の家は、長らく田村市にお世話になってきて、本当に多くの子どもたちがここで楽しい時を過ごしたので、廃止というのは残念ではありますが、施設の物理的状況などからしてやむを得ないというふうに私も考えております。

そうしますと、今後廃止した後はどういうふうになるのでしょうか。例えば、田村市に管理を移管するとか、建物を取り壊すかどうかとか、その辺わかっていましたらお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

現在も機械警備という形で管理のほうをさせていただいております。当面の間、そういった形の管理を継続して、区のほうで管理をさせていただきたいというふうに思っていますが、その後、基本的には売却等についても検討していきたいというふうに思っているところでございます。

山田委員長

よろしいですか。

大島委員

はい。

山田委員長

私のほうからも確認いたします。

常葉少年自然の家の設立は何年でしたか。

副参事（学校・地域連携担当）

昭和54年でございます。

山田委員長

常葉少年自然の家は廃止になりますけれども、中野区は、前の常葉町、今の田村市といろいろな関係をこれからも保っていくと聞いていますが、それはそのとおりでよろしいですか。

副参事（学校・地域連携担当）

「今後の校外施設のあり方」の中でも書かれてございますけれども、今後、田村市との友好関係につきましてはなお促進していきたいというふうに思っているところでございま

す。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

飛鳥馬委員

私もやむを得ないかなと思いますが、今、つくられてから計算すると33年なので、耐用性、耐久性からいうとちょっと早いのかなという気もします。33年前の建築基準法とかいろいろなことがあって、一部、木造の古いところがあったり、建て増しとかがありましたので、古い部分はそうなのかなという気もします。いずれにしても、提案理由にもありましたように、老朽化していたり、原発事故の心配、あるいはちょっと遠いとか、いろいろなことがありますので、前からいろいろ意見は学校等からも出ていたことですので、やむを得ないかなと思っています。ただ、体験学習がなくなってしまうのではなくて、また形を変えて、学校の多様な希望を生かすような形で何かまたやっていただけたらと思っています。

副参事（学校・地域連携担当）

今、委員ご指摘のとおり、今後の校外施設のあり方につきましても、選択制の導入という形で、各校のさまざまなご要望にこたえながら、さらに体験学習の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

山田委員長

私からです。

15号議案に関連してです。そもそもこの名称が「中野区立少年自然の家」というふうになっておりますけれども、今回、田村市のこの施設がなくなった段階では、軽井沢だけとなりますが、「少年自然の家」という名称をそのまま使っていくということの趣旨は何かほかにごございますでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

この施設自体が、自然に親しむという形の中で、児童・生徒の方に体験活動を活発に行っていたとこの趣旨で条例を設置してございます。名称等を検討させていただきましたけれども、名称については現行のままのほうがよろしいかというような結論に達しましたので、こういった形でご提案をさせていただいているところでございます。

山田委員長

場合によっては、施設が軽井沢だけになってしまったので、「軽井沢自然の家」という

ふうに読みかえることもできなくはないのですけれども、将来的に「自然の家」がほかにできる可能性もあるという含みを残してということも考えられるかと思います。そういった理解でもよろしいでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

今後の新たな校外施設につきましては、さらにさまざまな状況の変化等も勘案しながら考えていくことになろうかと思っておりますけれども、現在のところはそういった名称での条例の設置が望ましいだろうということでこういったご提案をさせていただいているところでございます。

山田委員長

先ほど飛鳥馬委員からもお話ありましたが、教育委員はみんな軽井沢も常葉も両方行っているわけですけれども、多分、常葉は、今、日本で忘れ去られている、田舎がまだ残っている風情のあるところではないかなと私たちは思っているのです。そういったところで体験できた子どもたちは非常に幸せだったのではないかと思うのです。我々もこれから体験校外学習の中で、そういったところで学ばせる機会を設けていく必要があるのかなと思っておりますので、そういった視点からも今後の体験学習等で生かしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第9号議案から第10号議案を一括して挙手の方法により採決をいたします。

ただいま上程中の第9号議案から第10号議案までの計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

次に、日程第2、第11号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第11号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」につきまして、2月3日の委員会でのご協議を踏まえ、お手元の資料に従いましてご説明させていただきます。

改正理由は、地域生涯学習館を廃止するため、条例にございます別表14を削除するというものでございます。

施行予定日は平成24年4月1日でございます。

まず、地域生涯学習館の開放は、根拠を規則に置いてございます。具体的には、中野区立学校設備使用規則及び中野区立学校施設の開放に関する規則でございます。この二つの規則につきましては、去る1月27日の委員会で議決いただき、一部改正されまして、平成24年4月1日の施行により地域生涯学習館は廃止されるということに決定されました。ただし、生涯学習館の使用料につきましては、中野区行政財産使用料条例により定めておりますので、この部分を同条例から削除する必要があるというものでございます。この条例では、第2条において、「別表に掲げる施設を集会所等として使用する場合の使用料は、同表に定めるところによる」とありますが、これを受けて、地域生涯学習館の使用料金は別表14の部分において定められております。今回、これを削除するものでございます。

新旧対照表の1枚目をごらんください。別表14を削除し、現行の別表15が別表14へ繰り上がっております。なお、この現行の別表14に掲げられております使用料金額につきましては、現在の料金体系でございます。この学習館が存続しているという前提で、平成24年7月1日からの使用料金につきましては、昨年12月14日に条例の一部改正が区議会で議決され、7月1日の施行、つまり、使用料の改定を待っている状態でございます。

新旧対照表の2枚目をごらんください。右側の現行の欄では、「『200円』を『300円』に、『400円』を『600円』に」などという表記が並んでございますけれども、これは、7月1日からこのように別表14の中身を改める予定だったというものでございます。例えば、その下の現行、別表15というところでは、体育館の使用料改定や新たに加えた冷暖房の附属設備の使用料も、この対照表では金額の表記は略されておりますけれども、同じように、7月1日の改正条例の施行を待っているところでございます。

今回の生涯学習館の4月1日廃止決定に伴いまして、順序は後先になりますけれども、この7月1日施行予定の料金改定の部分についても今回削除するものでございます。

以上、まとめて申し上げますと、4月1日から生涯学習館につきまして条例の表自体を

条例から削除することと、その表の中身の使用料金を改正するものとして、7月1日施行予定の使用料条例の一部を改正する条例からも地域生涯学習館部分を削除するというものがございます。

私からのご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

地域生涯学習館の開放の廃止ということについて伺います。前々から伺っているように、利用者が余り多くなく、割と固定化していて余り広がりがないということも聞いておるのですけれども、廃止に伴いまして、今までそこをお使いになっていた方の反応と伺いますか、活動をやめるとか、ほかを利用するとか、そんな状況はどうでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

これまでの利用につきまして、4館ございますけれども、登録されている団体は全部で98団体ございました。廃止の案を出させていただいた段階で、各団体につきましては「ご意見をお寄せください」ということで案内をいたしまして、全体の団体の39.8%に当たる39団体、これは複数の方がご意見をお寄せいただいている場合もございますので、実数としては71件のご意見をお寄せいただきました。71件のうち、「廃止はやむを得ない」とされたご意見は3件でございます。あとは、これまで利用されている団体の皆様でございますので、68件は反対でございます。「やむを得ない」とご理解いただいている方々も、「どこか違う場所を案内してもらえないのか」とか、「いつか情勢が変わったら復活してほしい」というご意見もございましたし、反対をお寄せいただいている中でも、「やむを得ない場合はどこか別の場所で活動を続けたい」というお声もございました。

なお、つけ加えましてでございますけれども、この通知とは別に、ただいま各4館を回りまして、私どものほうと、教育経営の白土副参事のほうで説明会を開きまして、なお皆様方のご意見を聞かせていただいている途中でございます。

山田委員長

よろしいですか。

教育委員会のほうでも、これからの学校と地域との連携ということを非常に重点的に話し合っているところなのですけれども、恐らく、最初にこの生涯学習館ができたのは、学校を地域に開放するという一つの大きなコンセプトがあったかと思うのです。その後、今

までの経過の中で、利用団体がある程度固定化してしまっていて、最初に目指した地域ということとの整合性がとれなくなってきたというのが大きな理由ではないかと思うのです。今後、地域と学校との連携をしていくということでは、これを有効活用していく必要があるかと思うのですが、その辺についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほど浅川副参事のほうからお答えいたしましたけれども、2月8日からきょうまで、生涯学習館を4館回りまして、廃止のご説明と今後の学校施設としての活用についてご説明をしているところでございます。その中で、今後の活用につきましては、使用料が免除できるような公益的な活動、例えば当該校の児童・生徒を対象にしたような事業を実施する団体、あるいはボランティア的に学校を支援していく、あるいは学校教育を支援していくような活動を実施して下さるような団体については、使用料を免除できますし、学校にも負担がかからないということで認めていきたいという考え方は持っているということでご説明をしているところでございます。

教育委員会として学校支援ボランティア制度を導入しているところでございまして、その状況もご説明しながら、そういうボランティアに登録していただけるようなことは考えられないだろうかということで、今後4館の説明会が終わりましたら、教育委員会としての考え方をまとめて、またご説明するというような考え方でおります。そういった形で学校支援ボランティアの促進にも役立つような形で今後活用していけないかどうかということを考えておるところでございます。

山田委員長

学校支援ボランティアは、PRが不足でなかなか浸透してきていない状況にはあるのですが、今まで地域生涯学習館でお使いになっていた方たちは、まさしく地域にいた方ですので、そういう方たちが子どもたちのためにその施設を使って学校を支援していただけるようなことに導いていただければ、この廃止もまた新たなスタートとして切られるのではないかなというふうに期待しているところです。

ほかにご質疑ございますか。

大島委員

質問ではないのですが、

生涯学習館は私も見に行きましたけれども、なかなか立派な施設ですし、やはりこれを活用するということを考えなければいけないと思います。学校の中とか、学校に隣接して

いる場所にあるわけですから、今、子ども教育経営担当副参事がおっしゃったような方向で、ぜひ学校の生徒と地域の方との交流ということに役立てていただきたいなと思います。具体的にどういうものがというのは私もよくわかりませんが、例えば、地域の方が楽器の演奏を教えるとか、畳の部屋もありますから、そういう所を使ってお茶とか生け花の授業をやってもらうとか、地域の方のノウハウとかを生かして学校の生徒と交流するようなことができれば、施設の有効利用としてもいいし、生徒たちにも経験の幅が広がっていいというふうに思っているので、その辺の工夫をぜひお願いしたいなと思っているところです。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第11号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

学習スポーツ担当・浅川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

(浅川健康福祉部副参事退席)

<委員会運営について>

山田委員長

本日の協議事項の1番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方」は、非公開での審議を予定しております。したがって、先に報告事項を行い、次に協議事項の順に進めます。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、2月3日の第4回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

2月3日、中野区立小学校PTA連合会と教育委員の懇談がございまして、全員が出席いたしました。

2月6日、教育相談室研究発表会がございまして、教育長がご出席されております。

2月8日水曜日、中野区幼稚園教育研究会研究発表会がございまして、大島委員が出席しております。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問等がありましたらお願いいたします。

2月3日、小学校PTA連合会と教育委員の懇談では、恐らく、小学校のPTAの方たちと親しく懇談するのは初めてのケースではなかったかなと思いますけれども、小学校のPTAの役員の皆さん方と、今、学校での子どもたちの生活の様子ですとか、学校のこれからの教育について幅広く意見交換ができたことは非常に有意義なことだったと思います。機会があれば、こういったことが年1回程度できれば、私たちもいろいろな勉強になるように思います。これからも継続していきたいと思っております。

私のほうからですけれども、2月8日水曜日に、中野区の上鷲宮区民活動センターの運営委員会のほうから、地域の皆さん方の上鷲宮地域講演会ということでお招きをいただきまして、お子さんのためのワクチンのお話ということで1時間ほど、上鷲宮の児童館の2階でお話をしてまいりました。上鷲宮は、車でいきますと、すぐ隣は練馬区で、中野区といっても練馬との区境ということです。当日は、お子さんを育てているお母様方など二十数名の方たちがお集まりいただいて、最近、子どもたちへのワクチンが非常に多岐にわたってスケジュール的に難しくなっているのを、その辺のお話をさせていただいて、その後いろいろなディスカッションができたことを非常にうれしく思っております。

ただ、ご承知のとおり、練馬区の光が丘病院の経営の件で、日大が運営している病院ですけれども、あちらは1日1,000件ぐらいのいろいろな患者さんが訪れる病院で、東京都の北部の医療圏の中で小児医療の中核的な病院だったのですね。実は今度経営が変わるので、その引き継ぎもうまくできていないような状況です。一番心配なのは、中野

区でも今お話し合いがされています、かなり重度の心身障害を持った子どもたちの在宅ケアをかなりやっている病院で、夜とか何かあったとき相談ができなくなるのではないかとということがあって非常に心配しているという区民の方のお話もある。あそこは中野区といえども練馬区とは隣同士なのですね。そういったことで非常に心配をされているというお話を聞きました。どうなりますか、きちんと推移を見守らなければいけないのかなと思います。

あと、昨日は、中野区医師会のほうで子宮頸がんの講演会がありました。きのう、中野区の保健予防のほうからお話がありまして、例の緊急の子宮頸がん等ワクチンの予防接種事業が本当は単年度の今年度の3月31日で終わるところでしたが、国会で予算が通ったので、来年度も継続してやるということが決まって、区も1年延びることになります。ですから、子宮頸がん並びに肺炎球菌ワクチン、H i b ワクチンは、1年、区のほうの補助制度が残ります。対象年齢が3月31日までは中野区は中学校1年生から高校3年生までということをやっていたわけですけれども、来年の4月からは中学校1年生から高校1年生になるということで、対象の方が少し狭まる可能性が高いということです。そういった意味で、高校2年生、3年生に関しては、年度内3月中に接種していただければ、接種未納の方たち、あとの2回分については4月以降も補助金を出すというようなお話が保健予防からありましたので、ぜひこの機会にワクチンで予防していただける方がふえることを願っております。

私からは以上でございます。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は、2月3日の小学校PTA連合会の会長さんたちとの懇談会に参加しました。もともとは「確かな学力の定着」と「豊かな心の育成」ということがテーマだったのですけれども、なかなかそこまでたどりつかないで、会長さんたちが個々に悩まれていることがいろいろ出ました。

感じたことは、一つは、会長さん方がPTAの会員さんとの話し合いの中で、若いお母さんたちの価値観と、特にしつけなどについて、ちょっとずれがあるかな、ということです。もう1点は、同じコミュニケーションなのですけれども、学校の先生とも十分に連携がとれていないということで悩んでいるということが多いようです。

もうちょっと全体的な話ができるのかなと思ったのですけれども、そうではなくて、会

長ささんたちが個々に悩んでいることをかなり細かく言ってくれました。私、ちょっと強く言い過ぎたかなと思って今反省しているのですが。でも、会長さんたちもかなり悩まれている、話し合っただけよかったかなと思ってます。今後もまた続けられればと思っています。

以上です。

山田委員長

大島委員、お願いいたします。

大島委員

私も2月3日の小学校PTA連合会との懇談会に出席しました。今、飛鳥馬委員からお話があったようなことなのではけれども、やはり年代が若い方たちが多いので、非常にフレッシュな感覚というのをいろいろ聞かせていただいたこともありがたかったですし、やはり会長さんというのは大変だなと感じました。いろいろな考え方の会員の方々がいる中で、それを代表するという立場を担っているというのは、皆さん苦勞が多いような感じを受けました。いろいろな悩みの話が出たわけですが、詳しいことはともかくとして、そういう生の声のお話を聞いて大変参考になったし、これからも話し合いを続けていきたいというふうに思いました。

あと、2月8日に、中野区の幼稚園教育研究会の研究発表会に行っていました。その研究会はことしで65年になるのだそうで、大変歴史のある研究会ということです。公立の幼稚園の先生方の発表と私立の先生方の発表とありまして、プロジェクターを使って子どもたちの動画なども取り入れた、大変わかりやすい発表だったと思います。今回のテーマは、どういう手遊び歌がいいかということで、人気ランキングなども出たり、それから、動きが固定しているのと、子どもたちが自由に動き回れる遊び歌とどっちがいいとか、そういうことで、それぞれの動画も流したりして大変おもしろかったです。「大きな栗の木の下で」というあのメロディを使って、各幼稚園でそれぞれのいろいろな手遊び歌を創作したということで、その創作の発表の冊子もいただきました。動作の図解がついているのですけれども、例えば「お化けのおうちへおいで」とかいうのとか、いろいろユニークな手遊び歌の提言がありまして、大変興味深かったし、よかったと思います。

以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

特にございません。

山田委員長

各委員の報告につきまして何かご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

私からです。

やはりインフルエンザがなかなか終息しませんね。先日、私も休日当番だったのですけれども、50名弱の方がお見えになったうちの20名近くの方がインフルエンザだったので。最近の抗インフルエンザ薬というのは非常に効きがいいのですね。ですから、使いますと、早い方は翌日ぐらいに熱が下がるのです。子どもたちは熱が下がっても2日以上あけて、就学前のお子さんたちは熱が下がっても3日以上あけてから登園とか登校ということが徹底すればいいのですけれども、時々、熱が下がると、元気なので登校してしまったりします。そうすると、どうしても感染源となってしまふ。恐らくそれがなかなか終息しない一つの原因ではないかと思っております。

国のほうでも、登校とか出席停止というのをこれからどのように取り扱うかというのは今結構議論になっていまして、本当であれば、熱が下がった日を0日としてあと3日、もしくは発症して1週間とかという決まりをしっかりとつけたほうがいいのではないかと議論されているのです。ただ、今、女性も働いている方が多いので、今度は、子どもの安全とかそういった面でなかなか承諾が得られない。こういう非常に悩ましいことがあるのではないかなと思います。そういったことで、社会的に感染予防していくということと、個人の生活的なことの援助をしていくというか、両側面で非常に難しいのかなと思っております。

最近の抗インフルエンザ薬は本当によく効きますし、1回で使い切る吸うタイプのももかなりよく効きますから、薬がよ過ぎてしまって、早くよくなるのだけれども、まだウイルスは残っているという現状が起きているのかなと思います。今後、もう少し議論していかなければいけないのかなと思います。一日も早く子どもたちが元気に学校に戻ってくることを願っています。

飛鳥馬委員

ちょっとお聞きします。

新聞の記事で、「ことし、今流行しているのはA香港型であって、予防接種したのは新型だった。だから、外れたのだ」とお医者さんが投書しているのです。そんなことがあるのかなと思って、ちょっとわからないので、わかる範囲でお教えてください。

山田委員長

補足いたします。

ことしのインフルエンザのワクチンには、3年前にはやった新型のインフルエンザのワクチンと、香港を中心としたA型のものとB型のもの、要するに従来のAとBの2種類と新型と3種類のウイルスに対してのワクチンが入っています。ただ、ワクチンというのは、もちろん発症予防ということもあるのですが、多くは重症化予防です。打ったとしても感染されている方はことしは結構いらっしゃいます。だから、効きが悪いのかもしれませんが、世界的には、重症化を防ぐということでのワクチンの啓発ということですので、医学のレベルで100%予防できるものはございません。ですから、お子さんたちなどは打っていても、発症率から言えば、50%内外の発症予防だったのかもしれませんが、打っていただいている方は重症化を防げたと私は思っております。ですから、ワクチンというのは、発症予防ではなくて重症化予防ということの側面が大きいのだということをご理解いただければと思います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

山田委員長

ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

それでは、「平成24年度予算（案）の概要について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料によりまして、平成24年度予算（案）の概要につきましてご報告をいたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開きください。表の一番下の歳入・歳出合計欄でございますけれども、平成24年度一般会計予算（案）は、歳入、歳出とも、対前年度比で51億800万円増、率にして4.6%の伸びで、合計で1,164億7,800万円となっております。これは、起債の満期一括償還分や開発協力金の基金への積み立て、及び、（仮称）中央部防災公園拡張用地の取得費などの臨時的な歳出の増大などによるものでござい

ます。

続きまして、子ども教育費のうち教育委員会事務局関係の予算についてご説明いたします。2ページの①「子ども教育費の新規・拡充・推進事業」の一覧表をごらんください。

1「特別支援教育環境整備」でございますが、中野神明小学校に知的障害特別支援学級を開設する経費などいたしましたして、7,120万9,000円を計上してございます。2「特別支援教育巡回相談の充実」では、巡回相談員を4人から5人に1人増員いたしましたして、発達のおくれや障害のある児童・生徒の支援の充実を図るものでございます。このための全体経費として2,225万6,000円を計上しているところでございます。3「(仮称)海での体験事業」は、新規事業といたしましたして、7月、8月に、小学校5・6年生を対象に、事前の水泳指導と、2泊3日で行います海での体験授業を民間に委託して実施するものでございまして、925万6,000円を計上してございます。

続きまして、3ページをごらんください。一番下の「区立学校改築・再編整備」でございます。合計で13億5,139万2,000円を計上しているところでございます。内訳は、平和の森小校舎、緑野小校舎・校庭の整備工事経費が1億8,713万6,000円、中央中学校解体工事及び中野中学校建設工事の経費が8億202万6,000円、谷戸小学校改築工事の経費が3億6,223万円となっております。

続きまして、4ページ、「子ども教育費の見直し等」をごらんください。事業見直しといたしましたして、1「就学援助基準等の見直し」、2「小中学校夏季学園の廃止」、3「常葉少年自然の家の廃止」を行うことにいたしました。

続きまして、5ページをお開きください。中段の③「その他費目の拡充・推進事業」では、将来の学校の改築等に備えるため、義務教育施設整備基金に10億円を積み立てるものでございます。その下の④「その他費目の見直し等」では、教育委員会から健康福祉部に補助執行しております地域生涯学習館の廃止が挙げられてございます。

続きまして、6ページをごらんください。⑤「子ども教育費のその他の主な事業」では、1「小学校新JIS机いすの整備」でございますが、3年計画で進めてまいりましたこの整備が24年度で完了するものでございます。2「小学校児童・教員用パソコンのリプレイス」でございますが、平成18年度に整備した小学校12校分の児童・生徒用パソコン、サーバ等をリプレイスするものでございます。3「学校や子ども施設の耐震化」でございますが、鷺宮小学校、新井小学校、第四中学校の体育館につきまして耐震工事の設計を行うものでございます。4「震災対応工事」でございますが、東日本大震災で被害を受けた学校

施設の安全対策工事を行うものでございます。5「桃園第二小学校デイサービス跡地等改修工事」でございますが、デイサービスセンターの移転に伴いまして、体育館棟の一部を教室に改修するものでございます。

なお、7ページに小・中学校の主な施設改修等を掲げてございます。後ほどお読み取りをいただきたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

私からです。

6ページにあります「学校や子ども施設の耐震化」の最後に「旧療育センターアポロ園」ということが出ていますのでけれども、旧療育センターアポロ園は今後どのように活用するために耐震化を進めるのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

現在は、NPO法人わかみやクラブにお貸ししております、中高生の放課後等の事業をしていただいておりますので、その事業を安全に行っていただくために必要ということで計上しております。

山田委員長

要するに、施設をNPOの方をお願いしてそういった活動を行っているので耐震化することですね。

副参事（特別支援教育等連携担当）

はい。

山田委員長

わかりました。

大島委員

同じ6ページの4のところの耐震工事のことです。東日本大震災で被害を受けた施設の工事ということなのですが、これから行うというと、ちょっと悠長なイメージを今受けたのです。つまり、仮に去年の震災で崩れてきそうだとか、壁が壊れそうだとか、そういうことだったら応急的なものが必要だったのではないかなと今考えたのですが、

その辺の直接的な被害への対応というのは必要ないのでしょうか。あるいは、もうやったとか、その辺はどうでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

この3施設につきましては、特に七中の体育館につきましては、3.11以降に、ひび割れがひどいところ等々につきまして既に一部改修させていただいております。ただ、それだけではまだ不十分という点検の内容がありましたものですから、こういった形でやらせていただいております。

あとの二つの若宮、向台につきましても、技術職員が現場を確認した上で、すぐの対応は現状では必要ないというようなことで、24年度で改修しようということで進めているところでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

飛鳥馬委員

6ページの、小学校の机、いすを新J I S企画のものに入れかえるということで、3年計画で3年目ということですので、ことしで全部終わるのだと思うのですがけれども、これは普通教室だけというふうに考えていいのでしょうか。ほかに何か必要なことはあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

特別教室の机、いすについては、また別に計画的にやっているところでございまして、これは主に普通教室ということでございます。

大島委員

3ページの9の②で、中央中学校の解体工事、中野中学校建設工事で8億余の金額が出ているわけですが、新しい校舎を建てるには8億だけでは済まないような気がするのですが、これはどの範囲の工事で8億200万というのが出ているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

ここにつきましては、2カ年で工事を進めるといった中での前期の部分での費用でございます。ここでは、解体工事も含め、なおかつ、改築といった部分を含めまして、この金額を前期で出しているところでございます。

山田委員長

よろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

私から。

今回の予算で初めて義務教育施設設備基金というものを積み立てるようになったわけですが、今後はこの基金は毎年相当額を積み立てていく方向でよろしいでしょうか。

教育委員会事務局次長

既に50年を経過している学校が複数存在していることも踏まえて、今後計画的に義務教育施設整備基金に積み立てることによりまして、その資金の一部に充てるという考え方に基づいているものでございます。

山田委員長

もう一つ。予算全体としては、歳入・歳出とも大きく膨らんではいるのですが、これは、多くは、警察大学跡地に関係する公園の整備とか、そういったものの国とかのお金が入ってきて、それが通過していくということの考え方でよろしいですね。確認をいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

この約51億円の規模が増になっているということでございますけれども、これは、警大跡地の関係の開発協力金20億円を基金に積み立てる、あるいは、（仮称）中央部防災公園拡張用地の取得に56億円余りを計上しているというような臨時的な歳出の増大などによるものでございます。

山田委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

そのほかに報告事項はございますか。

事務局

ありません。

山田委員長

ないようですので、協議事項に移ります。

<委員会運営について>

山田委員長

本日の協議事項の1番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方」につきましては、非公開での審議を予定しております。したがって、先に協議事項の2番目について協議を行った後に、協議事項の1番目について協議することといたします。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項の2番目、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』素案」について協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事（知的資産担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』素案」についてご説明いたします。

まず、「概要」をごらんください。昨年7月1日、当委員会第19回定例会におきまして骨子案についてご説明しました。その後、「素案」にまとめていく過程で検討を重ねまして、よりわかりやすい構成や読みやすい表現を心がけて整理しました。構成などは骨子案とは変わっておりますが、考え方や内容、事業などは変わっておりません。章立てとしましては、第1章に「第2次計画の基本的考え方」、第2章に「子ども読書活動推進のための取り組み」という2本立てに整理しました。

「概要」の1ページをごらんください。「計画策定の目的」としましては、読書が子どもの生きる力につながることを踏まえまして、第1次計画に引き続き第2次計画を策定するというを示しています。「計画の性格」としましては、根拠法と上位計画に基づきまして施策の方向性と取り組みの体系を示しております。「計画の目指す将来像」は3点挙げております。子どもたちが本による課題解決ができるようになることや、そのための保護者や大人、地域の役割などを示しております。「計画の目標」は、以下の(1)から(5)まで挙げています。このうち(1)から(4)までは第1次計画と同じでございます。(5)につきましては、第1次計画を検証する過程でいただきましたご意見を反映しまして新たに追加しました。「計画の期間」は、第1次計画に引き続きまして、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

「概要版」の2ページをごらんください。第2章としまして、「子どもの読書活動推進のための取り組み」を挙げました。こちらは、「『子どもたちの読書活動の場』による取り

組み」と『子どもたちの成長段階』による取り組み」の二つに整理しました。「場による取り組み」としましては、家庭・地域、図書館、学校の三つの場で読書活動を推進していくこととしました。家庭・地域では、乳幼児期の読み聞かせや妊娠中の親に対する読書の大切さを伝えること、図書館は読書の情報や機会を提供すること、学校は読書習慣を形成する大きな役割を持っていることなどを示してあります。

恐れ入りますが、「素案」の6ページをお開きください。このように、読みやすさを考えた表現を心がけました。

また、8ページから11ページまでをごらんいただきたいと思います。こちらに、取り組んでいく事業を入れました。

また、「概要」の2ページにお戻りいただきたいと思います。次に、「成長段階による取り組み」としましては、乳幼児、小学生、中学生・高校生の三つの世代に分けて、それぞれの世代に合わせて読書活動や施策を実施していくことなどを挙げました。乳幼児期は、親への啓発活動や絵本の選び方などを伝えること、小学生期は、家庭や学校での体験や活動の大切さ、学びの連続性を確保していく重要な時期であること、中学生・高校生期は、学力の集大成の時期であり、コミュニケーション能力の向上における読書活動の大切さなどを挙げています。

こちらにつきましても、「素案」の12ページをごらんいただきたいと思います。「場による取り組み」と同様に、このように表現の工夫や、14ページから17ページまでをごらんいただきたいと思うのですが、この中に事業を入れるというような構成にしてあります。

今回、「概要版」に、「おわりに」と題しまして、新たな管理運営体制や区の取り組みの姿勢など、今後の方向性を入れました。

最後に、今後のスケジュール(予定)をお示ししています。3月の第1回定例会で今回の「素案」を報告しまして、7月に完成した計画の報告をします。議会には説明の回数をふやして丁寧に説明して、承諾を得ていきたいと考えております。

私からのご説明は以上です。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

「概要」ではない「素案」のほうの、例えば8ページ、9ページとかで、「3カ所→4カ所」とか、「年2回→年4回」とかいうふうに矢印の左右で書いてあるのですが、矢印

の左側のは、前の、これまでの案という意味なのでしょうか。この説明をちょっとお願いします。

副参事（知的資産担当）

この左側につきましては、現在実施しているという部分でございます。右側が、今後計画の中で実施してまいりたい、5年間かけて達成していきたいということでございます。

教育長

関連して。

今後、素案ということで意見を聞かれるのでしようけれども、今、大島委員が質問されたように、ちょっと注釈などをつけないと区民の方々にはなかなかわかりにくい。説明の中で補うことで対応できるものでしようけれども、最終的にはいろいろ説明の文章をつけたほうがいいと思います。

大島委員

そのことなのですけれども、例えば、左側のほうに括弧して「現状」とか、右側に「今回の計画」とか、ちょっとつけるだけでもわかると思いますので、よろしくお願いします。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

私からです。

「素案」の中で、19ページにいろいろ資料編が出ていますけれども、子どもの登録者数の割合で見ると、16歳以降で登録者数がかなり減ってきていますね。これは、地域の図書館を利用しているこの年代の方が少ないということではありますけれども、ほかの機会で読書に親しんでいる可能性もあると思います。そこで恐らくヤングアダルトコーナーを充実させるという一つの計画は立てているのだらうと思います。若い方たちが今、どちらかというと紙媒体ではなくて電子媒体で、いろいろと読書といいますか、親しんでいる姿も見受けられるのですけれども、そのようなことに対して図書館として何か対策といいますか、こんなことを考えているということがございましたら、お知らせいただければと思います。

副参事（知的資産担当）

図書館の資料につきましては紙ベースでございますので、電子図書というのは早急には

考えてございません。ただ、事業のご紹介の中で、例えば、ヤングアダルトコーナーにおいて本の総合紹介、情報公開のための掲示板等の設置などがございます。実際にそういう場を設定することは考えておりますが、流れとしましては、インターネット、ホームページを活用して、そういう掲示板とか、本の総合紹介の場を設けられないかというのが今後の課題であると考えております。

山田委員長

今、まちでもいろいろな方たちが自分のノートパソコンで読書をしていく姿がだんだんとふえてきているのではないかなと思うのです。それも広い意味では読書活動だと思うのですね。そういったものの取り組みも今後必要になってくるのではないかなと思ひまして質問いたしました。

あと、この「素案」全体としては、「場」ということと「段階」ということをきれいに分けてわかりやすく表示されていますけれども、先ほど大島委員がおっしゃったように、中の記述をもう少し丁寧にしていただければ、もっとわかりやすい「素案」になるのではないかと思います。

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）素案』につきましては、事務局は、ただいまの協議内容を踏まえて必要な修正を加えた後、議会への報告を行ってください。

それでは、協議事項1番目に戻ります。

「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」についての協議を進めます。

<非公開の決定>

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の教育委員会の場で確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいと考えられ、また、そのことによって公正な審議が保てないことも考えられます。したがって、本

日の協議も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については、再編計画の素案が発表されるまでの期間、非公開としたいと思いますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので非公開といたします。

申しわけございません。傍聴者の方はご退席をお願いいたします。議事に関係のない事務局幹部もどうぞご退席ください。

(傍聴者退席)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

山田委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

区立小中学校再編計画の改定につきましては、昨年11月4日の教育委員会第31回定例会より6回にわたりご協議を進めていただいておりますけれども、その協議を踏まえまして、今回、お手元の資料、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」を作成いたしましたので、ご説明いたします。

まず最初に、1「学校再編計画改定に向けた検討の背景」といたしまして、「学校を取り巻く環境の変化」についてでございます。「新学習指導要領の全面実施」では、小学校で平成23年度から本格実施され、中学校も平成24年度に全面実施となること、また、「国における35人学級の推進」といたしまして、平成23年度から小学校1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、今後については国は学級編制の標準を順次に改定することなどについて検討を行い、その結果に基づいて法制上その他の必要な措置を講ずるというものでございます。さらに、「地域とともにある学校づくりの推進」では、昨年7月に提言のございました地域の人々と目標(子ども像)を共有し、一体となって子どもたちをはぐくんでいく「地域とともにある学校」について。また、特別支援教育への移行やキッズ・プラザの設置及び平成23年4月から創設いたしました子ども教育部の機能・目的

など、検討の背景について記述してございます。

次に、2ページでございます。「教育課題への対応」では、学力・体力の向上についての課題を挙げております。まず、学力では、区独自の学力にかかわる調査結果で、算数や数学に見られる抽象的な思考力や、社会、理科においては、小学校から中学校への学びの連続性について課題があること、体力では、元気に遊ぶための三つの「間」が減少してきており、学校の小規模化に伴い、中学校の運動部の数が減少し、子どもたちが体を動かす機会が少なくなってきた等々の状況であること。また、「生きる力」の育成では、学校で得た知識や学んだことが生かせ、豊かで多様な体験の機会が持てるように地域ぐるみで子どもたちを育てていくことが必要であること、また、保護者や地域住民の学校運営への参加が一層推進され、子どもたちが生き生きと学べる学校教育を実現していくことが求められているといった内容です。さらに、コミュニケーション能力の向上では、すべての学力の基本となる「読む力」や「書く力」といったコミュニケーション能力の向上を図り、他者との人間関係を築くため、みずからの考えを表現して伝えるとともに、相手の考えを理解することができる力を高めていくことが必要であるとしてございます。豊かな人間性の育成でも、発達段階に応じたさまざまな体験活動の充実と、人権教育を充実させた社会全体への人権啓発の展開及び規範意識の醸成に取り組んでいく必要性について記述してございます。

こうした背景において、(3)といたしまして「目指す人間像とその実現に向けた取り組みの方向」として、既に教育委員会において協議・作成してございますところの「中野区教育ビジョン(第2次)」より、次の3ページから4ページにわたって具体的に記述してございます。

それでは、4ページをごらんください。ここでは、2「中野区における学校再編」の具体的な実施状況といたしまして、「これまでの取り組み」、さらに5ページでは「学校再編の効果」について記述してございます。(2)「学校再編の効果」では、平成20年度に統合しました桃花小学校、緑野中学校の児童・生徒、保護者、教職員の主な意見等を記載し、また、アンケート調査では、平成21年度に統合した白桜小学校、南中野中学校の児童・生徒等を実施し、平成23年度に取りまとめた結果を概要として記載してございます。既に当教育委員会でもご報告してございますように、学校再編についてはおおむね肯定的な調査結果であり、特に6ページの上から3行目をごらんになっていただきたいのですが、統合により、児童・生徒の多くが「人数がふえて、楽しくなった」「人数がふえて、元気が

出た」などの回答であり、保護者でも7割以上が「人数がふえてよかった」といった回答について記述してございます。

次に、(3)「学校再編に向けた課題等」ですが、3点ほど挙げてございます。最初に、「適正な学校規模」では、再編計画策定時、1学級の規模について40人学級を前提としておりましたが、この間、計画時よりさらに小規模化が進んでいる状況、また、国や東京都の少人数学級に向けた取り組み等を踏まえ、小・中学校の1学級の規模と望ましい学級数について検討する必要があること。二つ目の「通学区域の整合性」では、小・中学校で通学区域の整合性が図られているのは南中野中学校と第七中学校の通学区域のみで、他校では小・中学校の通学区域の整合性が図られていないことから、小・中学校の連携や学校と地域との連携をさらに推進していくためには、通学区域の見直しについて検討する必要があること。三つ目といたしまして、「改築期を迎える学校と財政状況」では、長期的な財政の見直しを持った改築計画を立てる必要があること、また、統合新校として使用しない学校については仮校舎としての活用を検討する必要があることについて記述してございます。

こうしたことから、(4)「今後の取り組みの方向性」につきまして以下の4点を示してございます。小・中学校の連携を推進し、9年間を見直し、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導及び生活指導の充実を図る。学校と地域との連携を推進し、地域のコミュニティの核としての役割を果たす学校を目指す。3点目は、校舎の主要部分が50年を経過する学校は、財政状況等を踏まえ、計画的に改築等を進める。4点目は、統合後の跡地活用や財源確保などについて区長部局との協議・調整を図っていくこととでございます。

以上を踏まえまして、7ページをごらんになっていただきたいと思います。3といたしまして、「中後期の再編計画改定における基本的な考え方」でございます。「小中学校の連携の推進（通学区域の見直し）」では、すべての学校において小中学校の9年間を見通した学校間の連携を推進するため、一つの中学校の通学区域と複数（3校程度）の小学校の通学区域の整合性を最大限図ることといたしまして、全区的に通学区域の見直しを行うこと。また、見直しに当たっては、主に中学校の通学区域の見直しを行い、小学校の通学区域は、必要に応じて見直す。(2)「学校と地域・家庭との連携の推進」では、「学校・地域・家庭」三位一体による教育力の向上として、子どもを1人の人間としてそのすべてにかかわりながら、その住みなれた地域社会全体で育てていく視点で、教育力を最大限に発揮し、質の高い教育を推進できるようにする。そのためにも、学校支援ボランティア制度の活用、あるいは体制づくりを進め、中学校区を単位として、その地域人材や保護者及び小・中学

校が十分な連携を図ることできざまなかかわりを持ちながら、一貫して子どもたちをはぐくんでいく関係を築いていくこととする。

次に、「学校規模と統合の基準」では、「望ましい学校規模」といたしまして、児童・生徒が一定の集団での活動やさまざまな友達とのかかわりの中で人間関係の豊かさをはぐくみ、また、教師同士も切磋琢磨による授業力の向上を図ることを目指し、国や東京都の動向を踏まえ、全学年すべて1学級の規模については35人学級を前提とし、以下のとおりとするものでございます。また、「具体的な再編の検討」では、学年すべて1学級35人学級を前提として、今後6年間の児童・生徒数及び学級数の推計において、引き続き小規模化が見込まれる学校については、既に再編計画で示されている中後期の組み合わせを基本に、小・中学校の連携や学校と地域の連携及び校舎の状況等を総合的に判断した上で具体的な再編の検討を行うことにいたします。

次に、「校舎の改修・改築」ですが、こちらについては、校舎の主要部分が50年を経過する学校については、新たな教育環境の変化等を踏まえ、区長部局との協議を行いまして、全体的な学校施設と整備計画を別途定めることといたします。なお、校舎の主要部分が50年を経過する学校を統合新校とする場合には、改築または大規模改修とし、校舎の改修・改築に当たっては、できる限り学校運営に支障がないようにすること。

次に、8ページをごらんになっていただきたいと思います。「学校統合委員会」につきましても、統合新校のあり方や施設などについて十分な協議期間を確保するという一方で、保護者や地域住民などに適時・適切な情報発信をしていくため設置時期を早めるというものでございます。

「その他」といたしましては、「特別支援学級」「キッズ・プラザ」については以下の記述のとおりでございます。

最後に、「再編計画改定のスケジュール」でございます。平成24年2月中をめどに「基本的な考え方(案)」を教育委員会で協議・策定していただき、以降、区議会への報告、地域意見交換会、素案等の策定を経て、最終的には平成25年2月に再編計画の策定を予定してございます。なお、添付してございます1から4の各資料については、既に教育委員会での協議においてご説明をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

今後の再編の基準で、小学校では少なくとも12学級、中学校だと9学級を維持するということが7ページのところにあるわけですが、例えば、現状ですと、白桜小などは12学級ない、10学級になっているわけですが、そういうことがないように必ず12学級を維持できるような再編をするという考え方でいいのでしょうか。「12学級を維持します」としてしまって大丈夫かなみたいな心配があるのです。

副参事（学校再編担当）

委員ご指摘の白桜小学校については、23年度5月1日現在で10学級という数字でございます。ここの数字につきましては、40人学級で想定いたしますと、やはり12学級以下というような状況で推移する予定なのですけれども、今後、国の動向、35人学級で考えますと、各学校においても多少の増があるという状況の中では、少なくとも12学級、あるいは9学級といった学級数を明示したほうが、より具体的な考え方としてはよろしいのではないかなというような協議を踏まえて、ここに書かせていただいた学級数でございます。

山田委員長

私のほうからです。

基本的な考えは、今、大島委員がご質問されたのと同じで、(3)の②の「小規模化が見込まれる学校」というのは表4に出てまいります、引き続き小規模化を何とか解消するための統合を進めていくという考え方はいいと思うのですけれども、ここの記述と、学区の整合性を図るということと、全体的な学校施設整備計画、この三つを絡み合わせたときに、中後期の組み合わせそのものを基本としてやれるかどうかかなり大きな問題が起きてくるのかなと。一つ一つはいいのですけれども、全部まとめていったときに、何を優先してどういうふうにやっていくのかというのは非常に難しい課題があるのではないかなというふうに思います。特に学区の整合性については、区内で二地域しか整合性がとれていないことを、全部見直して、なおかつ、小規模化を救うための施策ができて、なおかつ、財政フレーム的ということになると、果たして私たちのような頭の中でうまくできるかなという素朴な疑問があります。

もう一つ、小中連携を進めていく——先日、小学校PTAとのお話し合いの中でも、PTAの皆さんも、高学年では教科担任制などの話が出ているのです。この辺は、やりたいということはあるのですけれども、実際にそれがソフトとしてできてくるのかどうかも大

きな課題ではないかなと思います。

指導室長

高学年の専科制ということですが、音楽ですとか図工は現在でも学年によっては専科をとっています。ただ、それ以上の加配というものがありませんので。今、工夫されてやっているのは、学年の中で交代をするというのでしょうか、6年1組も2組も社会科は1組の先生がやるとか、そういう形で教師の得意、不得意を分けながら教科担任制に持っていくという方法があります。また、先進的にやっているところでは、高学年、5年生、6年生の中で全部まとめて、社会科は5年、6年の社会を持つとか、そういう方法もとれないわけではないのですが、それも教員の人事との関係がありまして、あくまでも加配があるわけではないので、難しさがございます。

山田委員長

おそらく、小学校のPTAの方たちは、中学校の先生が小学校に来て教えていただけるようなシステムを一つは望んでいらっしゃるのかなということがございますけれども、学区の問題もございますが、すぐ近くに小学校があるという立地条件がよければでしょうけれども、そうでなければ、なかなか難しいことです。今度は、小学校の先生が中学校へ行って教えることができるのかどうかも私はよくわかりませんが、この間のPTAの皆さん方のイメージは、おそらく、中学校の先生は専門的な知識を持っていらっしゃるのので教えていただければなという思いを込めてのご発言だったのですが、その辺はいかがですか。

指導室長

免許法がかわりまして、例えば中学校の数学の免許を持っている者が小学校の算数を教えることができるようになりました。これは、小中連携の観点からということなのです。ただ、中学校も時間割の中でやっていますので、委員長おっしゃるように、近隣の学校であればそれが可能です。現在でも、近隣の中学校から体育に来てもらうとか、英語活動に来てもらうとかということは実施しているところですが、やはりそれはどうしても物理的な制限があるということになるのと、一つの中学校でそんなに多くの学校はできないということもございます。

山田委員長

本来、そういうことが可能になってきますと、本当の意味で小学校や中学校のかけ橋になって、子どもたちも安心して区立の中学校に進むということのコンセプトが出てくるのかなと。ハードルはまだまだ高いようですね。

ありがとうございます。

先ほどの小規模化の点と、どれを優先的に見るかで非常に難しい話ではないかと。

副参事（学校再編担当）

前回もご協議いただいた際に、私どもの説明資料の中で、小・中学校の通学区域の整合性がとれる可能性の案ということで挙げさせていただいたのです。かなり多くの数で小・中学校の連携がとれる状況もつくれるのですが、統合新校の平和の森小学校とか、その整合性がなかなか厳しい状況の中学校区も数校残る可能性はございます。それについて今後どうしていくのかというような方向性もしっかり持たなければいけない部分だと思います。

それともう一点、前期の基準と今後の中後期の計画のそれをどう保っていくのかということです。前回協議の中で、例えば中学校の教員の定数配置についても、6学級の数を切ると教員数もかなり減らされるというような状況についてご説明させていただいたのですが、今、指導室長からも話があった、そういった小・中学校の連携に伴う出張授業とかについても小規模化の学校についてはかなり影響が出てくるという意味では、少なくとも小規模化が見込まれる、前期でも見込まれたという基準をこの中でもある程度しっかりと出していかなければいけないのかなというのが事務局のほうの考え方でございます。

山田委員長

ほかにご発言、ご質問ございますか。

ちょっと休憩をとりたいのですけれども。

午前11時25分休憩

午前11時50分再開

山田委員長

それでは、再開いたします。

私のほうからですけれども、7ページ、「学校規模と統合の基準」の記述の中で、①「望ましい学校規模」というところで、「学年全て1学級の規模について35人学級を前提とし」とありますけれども、これは、将来を見据えて35人学級を目指すということでの表現だと思っておりますけれども、その点は事務局いかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

委員長がおっしゃるとおりでございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

大島委員

そのところで、小学校では18学級を目指す、12学級を維持する、中学校では15学級程度を目指す、9学級を維持するというふうにあるのですけれども、これは、今後、再編を進めるに当たって、その再編した新しい学校では12学級とか9学級を必ず維持できるような再編にするということで、この数を目標にするという趣旨なのでしょうか。そこまですると、約束してしまうような意味ですと、現実それが果たせるのかどうか、果たせない可能性もあるのではないかというようなことをちょっと心配するのです。

教育長

先ほどの山田委員長のご質問、今の大島委員のご質問もありますので、ここの考え方について、今のご質問等を踏まえて事務局の中で少し整理させていただいて、次回お示しさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

山田委員長

はい。

あと、2ページ目の(2)「教育課題への対応」の①の表現の中で、一つは、「元気に遊ぶための三つの間が減少してきている」というのは、おそらく、体力の低下ということに関係しているかなと思うのですけれども、下の段の「学校の小規模化に伴い、中学校の運動部の数が減少し、子どもたちが体を動かす機会が少なくなっている」というのは、確かに運動部が少なくなっている事実はあるかもしれませんが、それがすべて子どもたちが体を動かす機会が少なくなっているということとイコールではないと思うのです。表現としてはどうでしょうかね。子どもたちが体を動かす機会が少なくなっていることの一つとして、中学の運動部が減少しているというような形ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

副参事（学校再編担当）

今ご指摘いただいた表現につきましても、もう一度事務局のほうで持ち帰らせていただいて、改めてご提示させていただきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

それでは、ほかにご質問、ご発言ございますか。

飛鳥馬委員

中野区の再編について話を進めているわけですが、最近、ニュース等を見ても、他区の様子になかなか伝わってこないもので、再編についての他区の様子ですね。特に財政

の問題とか、校舎の老朽化の問題、さらに加えて子どもたちの減少、そのようなことで再編を考えている区とか市町村とかありましたら、その情報もお知らせいただけると参考になるかなと思うので、よろしくお願いします。

副参事（学校再編担当）

今手元に資料はございませんが、今後、50年を経過した校舎の改築を踏まえた再編等を進めている区もございますので、それについては改めて次回の当委員会で資料としてご報告させていただければというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）」につきましては、本日の協議内容を踏まえ、事務局で修正を行った後、改めて次回の定例会で協議を進めたいと思います。事務局は準備をよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。

山田委員長

これをもちまして、教育委員会第5回定例会を閉じます。お疲れさまでした。

午前11時58分閉会